

## 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は市民税・県民税・森林環境税の税額計算を行う上で大変重要な資料です。本紙及び別紙をよくお読みになって、正確な給与支払報告書の提出をお願いします。

また、当市では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主を市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定しています。そのため、事業主は原則として全従業員を特別徴収する必要があります。事業主の希望により、普通徴収を選択することは出来ませんので御注意ください。

### 【提出期限】

令和8年度（令和7年分）の給与支払報告書の提出期限は**令和8年2月2日（月）必着**です。

※課税事務の都合上、**令和8年1月16日（金）**までの提出に御協力をお願いします。

### 【提出対象者】

令和7年中に給与等を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む。）です。

- ・令和8年1月1日現在の在職者については、給与の支払額の多少にかかわらず提出が必要です。
- ・令和7年中の退職者については、支払額が30万円を超える方は提出が義務付けられています。30万円以下の方の提出義務はありませんが、適正課税のため提出に御協力をお願いします。

※所得税の源泉徴収税額がない方や、年末調整をしていない方、個人で税務署へ確定申告される方などの分も提出が必要です。

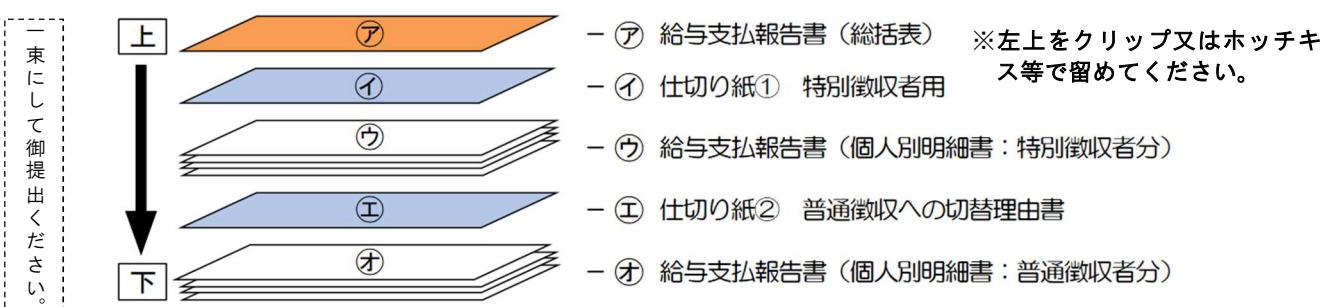
### 【給与支払報告書の提出】

提出先は、給与所得者の令和8年1月1日現在における住所地の市区町村です。

- ・住所地が当市である方については、裏面の【提出先】に郵送又は持参してください。
- ・年の途中で退職された方については、退職時の住所地の市区町村に提出してください。

※eLTAX、光ディスク（以下「電子申告」という。）を御利用の場合、紙による給与支払報告書（総括表、個人別明細書）及び仕切り紙の提出は不要です。なお、電子申告で普通徴収とする方がいる場合、注意する点がありますので、詳しくは別紙「市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について」を御確認ください。

### ＜提出時の留意点＞



（ア）について

給与支払報告書（総括表）の記載要領を確認の上、記入してください。

（イ）・（エ）について

特別徴収・普通徴収の各個人別明細書の先頭に、必ず仕切り紙をはさんでください。  
また、各仕切り紙にはそれぞれの徴収区分の人数の合計を記入してください。

（ウ）・（オ）について

国税庁ホームページ掲載の手引を参考の上、記入してください。  
(2枚複写及び3枚複写の1番上の用紙が市町村提出用です。)

※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」：

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>



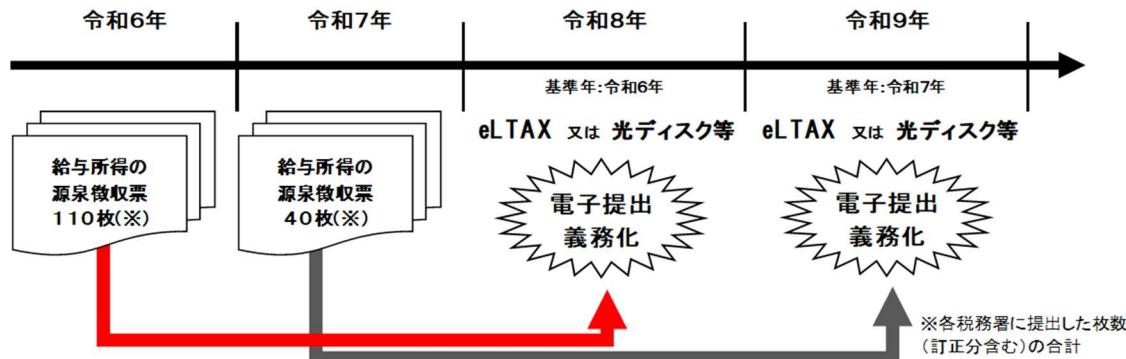
※令和7年度（令和6年分）の給与支払報告書を電子申告以外で提出した事業者には総括表及び仕切り紙を同封しておりますので、必要に応じて使用してください。なお、総括表及び仕切り紙は当市のホームページにも掲載しております。



## 【給与支払報告書の電子提出義務基準について】

前々年に税務署へ提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上であった事業所は、電子申告による提出が義務付けられています。例えば、令和6年に税務署へ提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚であった場合、令和8年1月1日以降は電子申告による提出が必要です。

なお、令和9年1月1日以降に提出する給与所得の源泉徴収票については、電子提出義務基準が30枚以上に引き下げられています。例えば、令和7年に提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が40枚であった場合、令和9年1月1日以降は電子申告による提出が必要ですので、該当する事業者は御準備をお願いします。



## 【特別徴収税額決定通知（納税義務者用及び特別徴収義務者用）の受取方法について】

### 1. eLTAXにより提出する場合

給与支払報告書をeLTAXにより提出する特別徴収義務者は、特別徴収税額決定通知を電子データで受け取ることができます、特別徴収義務者用及び納税義務者用それぞれ選択することができます。詳しい選択方法等については、eLTAXのホームページを御覧になるか、使用している電子申告システムを提供している事業者等に御確認ください。

※「給与支払報告書の提出に係る特設ページ」：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01124>



#### (1) 電子データを選択した場合

- ・eLTAXで特別徴収税額決定通知データを送信します。画面による通知は送付しません。
- ・電子データを取得する際に使用するパスワードを通知するため、必ずメールアドレスの設定もお願いします。
- また、納税義務者用を電子データ受取で希望する場合、「受給者番号」の入力が必須となります。

#### (2) 電子データを選択しなかった場合

- ・書面で特別徴収税額決定通知を送付します。電子データによる通知は送付しません。

### 2. 書面又は光ディスクにより提出する場合

給与支払報告書を書面又は光ディスクにより提出する特別徴収義務者には、特別徴収税額決定通知を書面で送付します。この場合、電子データでの受取はできませんので御注意ください。

## 【租税条約により課税の免除を受けるものについて】

市民税・県民税の免除を受けるには、所得税の手続のほかに下記の手続が毎年必要です。所得税の手続だけでは市民税・県民税は免除されない可能性がありますので御注意ください。

### 1. 給与支払報告書への記載

給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当条項を記入してください。（例：日〇租税条約第〇〇条該当）

### 2. 市民税・県民税免除の届出

3月15日（土・日・祝日の場合は翌開庁日）までに、下記2点の書類を提出してください。届出書は黒石市役所わのまちセンター税務課窓口に設置しているほか、当市ホームページからダウンロードできます。

(1)租税条約の規定に基づく市民税・県民税の免除に関する届出書

(2)「租税条約に関する届出書」の写し（税務署の受付印があるもの）



### 【提出先】

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町2番地1  
黒石市役所わのまちセンター 2階  
黒石市役所 税務課 住民税係  
電話：0172-52-2111（代表）